

医療と法律

Q&A

第4回

「診断書に関する法律相談」

弁護士法人 杜協同法律事務所

弁護士 長谷川雄大

相談者：仙台杜協同クリニックで医師をしている者です。先日、当院を受診していたある患者から診断書を書くように依頼されました。診断書を書くこと自体は問題ないのですが、その患者は交通事故の被害者で、加害者に対して損害賠償を行うために、自分に都合のよい内容の診断書の作成を求めているのです。医師として、この指示に従った診断書を書かなければならないのか教えてください。

弁護士：診断書に関する相談ですね。診断書とは、名称を問わず、医師が診察の結果に関する判断を表示して、人の健康状態を証明するために作成する文書を意味し、一般的に、医療の専門家である医師が作成することから、高い信用性が認められる文書と考えられています。まずは、この診断書に関する法律上の定めがどうなっているのか確認しましょう。診断書について医師法19条2項と20条は次のように定めています。

<医師法19条2項>

「診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会った医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求めがあつた場合には、正当の事由がなけれ

ば、これを拒んではならない。」

<医師法20条>

「医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。略」

弁護士：医師の先生方にとっては常識だと思いますが、念のため確認すると、①診断に実際に立ち会っていない医師は診断書を書いてはならない点、②患者からの求めがあつた場合には、正当な事由がない限り、診断書を作成・交付する義務があるという2点が重要です。

相談者：今お話のありました①について、近年の新型コロナウイルス流行などを踏まえて、当院ではオンラインの遠隔診療サービスの導入を検討しているのですが、直接お会いしたことがない患者の診断書を作成することは医師法20条に違反するのでしょうか。

弁護士：以前から遠隔診療については議論がありましたが、コロナ禍以降は急激にその需要が高まっていますね。

遠隔診療の可否それ自体については、厚生労働省通知(医政発0714第4号)および厚生労働省の発した「オンライン診療の適切な実施に関する指針」において、実施上の留意点を取りまとめた上で、医師法20条に違反しないと運用が定まっています。新型コロナウイルスとの関係では、時限的なものではありませんが、厚生労働省医政局が発した「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」が重要ですので、遠隔診療を導入・実施する場合には、これらの通知を必ずご一読ください。

これらの通知でも念頭に置かれていますが、遠隔診療の場合には、触診などは行えず、必然的に医師が診察から得られる情報量が少なくなります。それゆえ、後で詳しく説明しますが、遠隔診療で得た情報のみで、医師として、どこまで患者の健康状態を証明できるのか個々の事案でよく検討した上で、診断書を作成する必要があります。

相談者：②について、診断書の作成を拒絶できる正当な事由とは、どのようなものがあげられるのでしょうか。

弁護士：裁判例では、①診断書が詐欺、脅迫等不正目的で使用される疑いが客観的状況から濃厚であると認められる場合、②医師の所見と異なる内容等虚偽の内容の記載を求められた場合、③患者や第三者などに病名や症状が知られると診療上重大な支障が生ずるおそれが強い場合など特別の理由が存する場合

に限って、正当な事由が存在するとされています。

相談者：ところで、医師法では、診断書の内容について何か規定を置いていないのでしょうか。もし、法律が診断書に記載してはならないことを定めているのであれば、その記載を求める患者の請求を拒絶できるのでは思ったのですが…

弁護士：残念ながら、医師法には、全ての診断書に共通する記載事項を包括的に定めた規定は存在せず、死亡診断書など、法律上定めのある一部の診断書を除いて、何を記載するかは医師の裁量に委ねられています。

相談者：では、診断書には何を書いても良いのですか。

弁護士：そうではありません。医師が、公務所に提出する診断書に虚偽の記載をした場合には、虚偽診断書等作成罪という犯罪が成立します(刑法160条)。公務所に提出する診断書という限定はありますが、この規定は、医師が作成する診断書には高い信頼性があることを前提に、その内容の真実性を担保するための規定と解されています。

先ほど確認した医師法20条が、実際に診療を行った医師以外が診断書を作成することを禁ずるのも、診断書の内容の真実性を確実なものにするためです。この規定の趣旨からすれば、たとえ公務所に提出しないとしても、医師が作成する診断書に虚偽の内容を書くことは当然許されません。

相談者：外見からして一見明らかな病状について診断をする場合には、虚偽かどうかの判断は容易ですが、医師によって判断が分かれ得る診断結果の場合はどうしたらよいでしょうか。

弁護士：難しい問題ですね。ただ、他の医師が異なる判断をし得るとしても、診察をした医師自らが正しいと確信を持って判断できるのであれば、診断書に記載してよいでしょう。逆に、医師自身が確証に至れない場合には、虚偽の可能性を相応に認識している以上、診断書に記載すべきではないでしょう。

相談者：冒頭の相談事例についてみるとどうでしょうか。

弁護士：患者が求めている内容を、実際に診察を行った医師として、確信をもって証明できないと判断するのであれば、虚偽の可能性がある診断書となるため作成すべきではないです。

患者との関係性や診断書を作成しなかった場合に患者から攻撃の対象になるのではという懸念があり、とても悩ましい判断であることは重々承知しています。しかし、患者が自己に都合の良い診断書を求める場面では、何かしら法的なトラブルが患者の背景に存在することが多く、診断書は証拠として利用されることが予想されます。良かれと思って診断書を作成したことで、患者と第三者のトラブルに巻き込まれるリスクも忘れないでください。

相談者：ちなみに、診断書を書いた医師が、患者と第三者の裁判に巻き込まれた場合、医師にはどのような負担があるのでしょうか。

弁護士：いろいろなパターンが想定されますが、診断書の信用性(診断書の内容の真実性)が争われることになり、平日の日中に裁判所に証人として呼び出され、当事者双方から尋問を受けることもあり得ます。

相談者：通常、診察は平日の日中に行っているのに、裁判所に出頭するだけでも大変な労力ですね。もし、証人として呼ばれた場合、弁護士の先生に代理人として代わりに出頭してもらうことはできませんか？

弁護士：残念ながら、証人に代替性はないと考えられていますので、代理人や別の医師に任せることはできません。

相談者：そうすると自分自身のためにも、患者の要求通りの診断書が医学的に正しくないと判断した場合には、その作成を断るべきですね。その場合の注意点はありますか。

弁護士：医師法19条2項により、医師には診断書の交付義務がありますので、まずは医師として確信をもって証明できる限度でしか診断書を作成できず、要求に応ずることのできない旨患者に伝え、納得をもらえるよう説明を尽くすべきでしょう。

それでもまだ患者が自身に都合の良い診断書を求めるのであれば、医師の見解としての診断書の記載と区別して「患者本人の説明によ

れば……」といった記載をすることで患者の納得を得ることが望ましいです。

そのような記載にも患者が納得しないのであれば、医師法19条2項の正当な事由があるとして診断書の作成自体を断るほかないと考えられます。この場合に注意しなければならないのは、後日、患者から診断書の交付義務を怠ったなどと主張され、攻撃の矛先が医師に向いた場合に備えて、患者からどのような要求があつて、どのようなやり取りをしたのか日付と一緒に記録に残しておくことが非常に重要です。裁判例の中には、患者からの虚偽記載の要求があつたと主張する医師の主張を、証拠がないと排斥した事例も存在します(判例から学ぶ医療と法・第39回(仙台市医師会報No.638)参照。当事務所HPにも掲載しています)。

◆ このQ&Aから何を学ぶか ◆

- ①医師として、虚偽の診断書を作成・交付してはならないことは当然である。
- ②患者から診断書の内容について要求があつた場合に、その要求が医学的に正しくないとは判断するのであれば、その要求は拒否しなければならない。
- ③拒否する場合は、診察した医師としての医学的判断と患者の訴えを明確に区別して記載することが望ましいが、この記載にも患者が納得しないことから、診断書を交付しない場合には、その患者とのやり取りを記録に残しておくことが重要である。